

こどもの意見の施策反映に係るワーキンググループ設置について

令和7年3月策定『こどもえがおプラン』に掲げる「こどもの意見の施策反映の仕組みづくり」の取組みを推進するために、市職員によるワーキンググループを設置する。

1. 目的

政策形成に携わる市職員の「こどもの意見の施策反映」への意識醸成を図るとともに、こどもからの意見聴取に必要な雰囲気づくりや会話術等の技術の研修を通じて、実行性ある仕組みづくりに取り組む。

こども基本法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2. 構成

次の両方に該当する職員のうち各課長等の推薦する者を各部局から1～3名選出し、計20名の職員で構成する。 ※部局別依頼人数は別表のとおり

- ・「子育て世代」又は「若者世代」としての視点をもつ職員
- ・意見を政策（行政計画や予算等）に反映させるための知見をもつ職員

3. 業務内容

こどもの意見の施策反映に向けた方法及び運用上の課題を検討・議論し、令和8年度からの実施に向け、出雲市子ども・子育て会議に提案する。

〈検討内容（例）〉

【企画段階】聴取すべき事業の選定・判断、対象範囲意見聴取のタイミング・頻度

【実施段階】方法（対面・参加型／紙／電子の別）、アウトリーチについて、配慮すべき点（わかりやすい資料、意見を出しやすい雰囲気づくり）

【反映段階】聴取した意見の庁内共有、処理方法、フィードバックのあり方・方法

※本ワーキンググループは、子ども政策課のほか、政策企画課、市民活動支援課、学校教育課が連携して運営することとし、その庶務は子ども政策課が行う

4. 任期（期間・回数）

- ・選任の日（令和7年7月頃）から令和8年3月31日まで
- ・令和7年度は4回程度の開催を予定

〈スケジュール（案）〉

時 期	WG活動内容	備考・その他の動向
R7.8月 25日(月)	講習会（オンライン）実施	WGメンバー以外も受講可
R7.10月	「仕組みづくり」検討	
R7.11月 7日(金) 8日(土)	「こどもの意見聴取」 (1) 事前ファシリテーション (2) 関連団体等への意見聴取	こども家庭庁「こども・若者意見反映サポート事業」として事業採択を受け実施
R7.12月	「仕組みづくり」検討・提案	
R8.1月		子ども・子育て会議へ報告